

○ 文部科学省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、令第一号
環境省

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百三十号）第十条の二第七項、第十一条第二項及び第七項、第二十条第三項及び第八項、第二十条の二第二項、第二十一条の四第五項並びに第二十一条の五第八項の規定に基づき、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

文部科学大臣 萩生田光一

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

文部科学省、農林水

産省、
環境省、
通省、令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中 「名称住所代表者の氏名」
を
「名称住所代表者の氏名」
に改め、備考3を削り、備考4を
備考3とし、備考5を備考4とする。

様式第二中 「名称住所代表者の氏名」
を
「名称住所代表者の氏名」
に改め、備考2を削り、備考3を
備考2とし、備考4を備考3とする。

様式第三中 「名称住所代表者の氏名」
を
「名称住所代表者の氏名」
に改め、備考2を削り、備考3を
備考2とする。

様式第四中 「（第5条関係）」を「（第5条第1項関係）」に、
「名称住所」
を
「名称住所」
に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

様式第五中 「氏名 住所」を 「氏名 住所」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

様式第六中 「氏名 住所」を 「氏名 住所」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

様式第七中 「(第9条関係)」を 「(第9条第1項関係)」とし、「氏名 住所」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

様式第八中 「氏名 住所」を 「氏名 住所」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

様式第九及び様式第十中 「氏名 住所」を 「氏名 住所」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

様式第十一及び様式第十二中
「氏名」を「氏名」に改め、備考3を削り、
「住所」を「住所」

備考4を備考3とする。

様式第十三中
「氏名」を「氏名」に改め、備考2を削り、備考3を備考2
とし、備考4を備考3とする。

様式第十四中
「氏名」を「氏名」に改め、備考2を削り、備考3を備考2
とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という

- 。 () により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。